

令和５年度 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第１条第２項に規定する経費（社会保障４経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。令和５年度一般会計決算における充当状況については、下表のとおりです。

（歳入） 市町村交付金（社会保障財源化分） 116,990千円

（歳出） 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費 1,144,839千円

（単位：千円）

項目	款	項	目	社会保障施策 に要した経費 ※	特定財源			一般財源	
					国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	370,667	245,462	0	0	25,671	99,534
			3 老人福祉費	167,986	10,644	0	1,400	31,973	123,969
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	266,391	161,607	0	12,161	18,990	73,633
			2 児童措置費	107,465	90,809	0	0	3,415	13,241
	(小計)				912,509	508,522	0	13,561	80,049
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	169,486	49,009	0	0	24,701	95,776
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	16,783	64	0	0	3,428	13,291
			2 予防費	36,253	166	0	0	7,399	28,688
			4 母子保健費	9,808	2,876	0	40	1,413	5,479
	(小計)				62,844	3,106	0	40	12,240
計				1,144,839	560,637	0	13,601	116,990	453,611

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。